

【熱田生涯学習センターをご利用される皆様へ】

令和6年度4月1日から「非常災害時における生涯学習センター等の管理運営に関する要綱」が一部改正され、非常災害時における「施設の休館」が下記のとおりとなりました。

生涯学習センターは下記の場合は休館となります

- 南海トラフ地震臨時情報の発表後、指定避難所が開設されたとき
- 名古屋市域において、震度5強（气象台発表）以上の地震が発生したとき
- 次に掲げる警報のいずれかが、名古屋市内に発表されたとき（ただし、開館中に発表された場合は、発表時点における各使用時間区分の終了後、休館するものとする）
 - ア 大雨特別警報（浸水害、又は土砂災害）
 - イ 暴風特別警報
 - ウ 高潮特別警報
 - エ 波浪特別警報
 - オ 暴風雪特別警報
 - カ 暴風警報
 - キ 暴風雪警報
- ※ ア～キの警報が解除された場合は、解除時点から2時間以上後に開始する各使用時間区分の開始時間から再び開館するものとする。ただし、前日までに休館を決定した場合は、当日の天候にかかわらず終日休館とする。
- 台風の接近等に伴い、上記ア～キの警報が名古屋市に発表されることが予想されるとき
- ※ 前日までに休館を決定する場合は、決定する日の午後3時頃を目途に判断する。当日に休館を決定する場合は、各使用時間区分の開始2時間前を目途に判断する。
- 市の全域にわたり風水害等が発生するおそれがあるとき又はセンター周辺における風水害等による被害が特に甚大であると予想されるとき
- その他教育委員会が特別の事由があると認めるとき

【お問い合わせ先】

名古屋市熱田生涯学習センター ☎052-671-7231 Fax052-671-7232